

令和3年4月1日より浄化槽の「清掃」と「法定検査」の実施時期を通知する制度が始まりました！

通知制度とは？

浄化槽の通知制度とは、市の条例改正※により、令和3年4月1日から、あらたに運用を開始した浄化槽保守点検業者から浄化槽を使用されている方へ浄化槽の清掃と法定検査を行う時期を通知する制度です。

※豊橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年豊橋市条例第53号、令和3年3月29日一部改正）

浄化槽の維持管理

浄化槽は、汚れた生活排水等を微生物の働きによりきれいにするものです。浄化槽の機能を十分に発揮するためには、清掃や検査といった維持管理を適正に行うことが必要です。そのため、浄化槽を管理するご家庭や事業者の方は浄化槽法で定められた3つの義務を毎年実施してください。



浄化槽管理者の3つの義務

①清掃

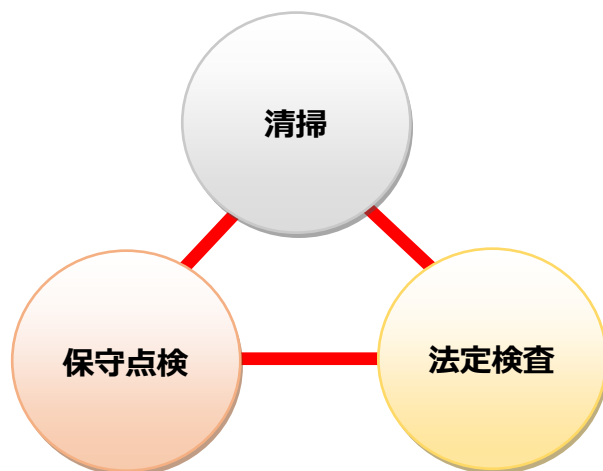
浄化槽にたまる汚泥等を引き抜き、浄化槽内の各装置や機器類を洗浄します。

②保守点検

浄化槽の機能を維持させるため、点検・調整・消毒薬の補充・修理等をします。

③法定検査

浄化槽が正常に機能しているか確認するため、水質等の検査をします。



◎ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

豊橋市役所 環境部 廃棄物対策課 TEL (0532) 51-2410 FAX (0532) 56-0566